

大麻による逮捕の現状

近年の大麻取締法違反による逮捕者は、年間2,000人を越えています。大麻取締法違反で逮捕された人たちの大部分は、ごく普通の勤労者、学生など一般市民です。彼らは大麻によって何か問題（自身の心身異常、他者への危害など）を起こしたという訳ではなく、単に大麻を所持・栽培していたために逮捕されています。

執行猶予でも社会的制裁

大麻事件の裁判では通常、初犯で非営利目的の個人使用量の所持・栽培の場合、執行猶予付きの判決を受けることが一般的です。しかしながら、刑事事件の被疑者として取り調べを受け、警察署の留置場や拘置所に短くても12日、長ければ100日近く拘禁されることは、普通の市民生活を送ってきた人間には耐え難い制裁となります。会社員の場合、刑事事件で逮捕されることは即、失職となることが多々あります。この数十年間に培われてきた大麻を危険な「麻薬」と同一視する風潮のため、大手の企業などでは大麻で社員が逮捕されることを不祥事と捉え、社会的な責任性を全うする姿勢を世間に示すため

にも、特に厳しい処分をくだしています。

また一般的な通例として、社会生活をするに上でこの期間隔離されることは、社会人の場合、その罪状に関わらず失職に至ることが多いのが実状です。学籍を失った未成年の学生もいます。大麻事件で逮捕されたことが新聞やテレビなど報道機関で報じられたために、本人だけでなく、家族まで地域社会で孤立するようなケース、子供が学校でいじめにあつたというケースも少なくありません。

また大麻はいわゆる乱用薬物の一つと位置づけられており、大麻で逮捕された経験のある人は、車を運転中、警察の免許証照会などに際し、前歴照会によって不当に容疑者扱いされ、車内捜査を執拗に求められるなどの不快な思いをしています。結果的に逮捕、そして裁判を受けた後に罪を償っていないながらも不当な差別が引き続き長期にわたり社会的制裁としても続きます。

若者・青少年者の逮捕

わたしたちは特に若者・青少年者の逮捕について憂慮しています。警察庁発表のデータに

よると、昨年、大麻取締法違反で検挙された2209人のうち初犯者が9割以上であり、また全体の7割を青少年（未成年者および20歳代の若者）が占めています。

不幸にも検挙された学生は退学処分になり、学ぶ機会を奪われた上、その先の人生で中退学歴と逮捕経歴という重荷を一生背負わされることになります。就職率低迷の状況下にあつて幸運にも職を得た青少年は職を失い、犯罪者の烙印を押された上で社会に放り出され、生きるすべもなく路頭に迷うことになります。大麻で退学にならなければ、自ら死を選ぶこともなかったであろう、無念で痛ましい事件も起きています。はたしてこれが公共の福祉の増進の名目の下、膨大な税金を投じ執り行われている薬物政策の本意なのでしょう。

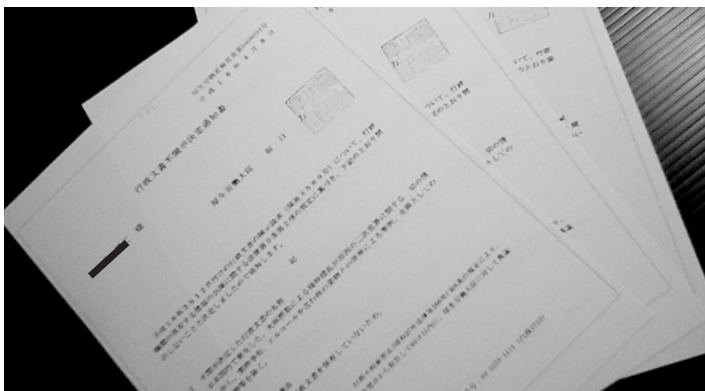
刑事罰は見当違い

大麻というだけで、まだ人格が発展途上で繊細な感性を持つ未来ある青少年たちの心に取り返しのつかない深い傷を負わせ、人生を踏みこじめる権利は誰にもありません。大麻の取り締まりが青少年の保護や国民の保健衛生のためになされているのであれば、逮捕し刑に処することは全くの見当違いではないか。

厚生労働省も示せない大麻の害悪

危害がある場合のみ保護し、社会生活が健全に営めるよう健康を増進する手助けをしていくことが、

公共の福祉の増進を図ることの本意ではないでしょうか。



カンナビストの情報開示請求に対する厚生労働省からの不開示決定通知書。厚生労働省は大麻に関する有害性を示す国内事例の文章を保有していないことを公式に認めた。

EU(欧州連合)をはじめとする世界の主要先進国では、大麻は刑事罰で罰するほどには有害なものではないという見解が大勢を占めるようになってきました。2004年1月には、イギリスで大麻の所持を逮捕に相当する違反行為とはみなさないという法律が施行されました。この背

景には、イギリス国会委員会によって実施された調査結果から、大麻が使用者の健康や公共の安全性は、それほど高くはないことが明らかになったことがあります。同様な結果がカナダやニュージーランド政府の特別委員会によっても公表されています。

ところ、日本では、いまだに大麻が危険なものだという偏見がまかり通っています。裁判でも、

そのような偏見に基づいて判決がなされ、被告を有罪にしています。世界の「常識」からかけ離れたしまった偏見が、日本では改められずに続いています。

これに対して、情報公開法に基づく情報開示請求をすることで、大麻の身体的影響について日本国内に根拠となる事例があるのかを厚生労働省に確認しました。つまり、各種薬物乱用防止キャンペーンや裁判において大麻に有害性や危険性があるという説明には、そもそも国内に根拠があるのかどうか国に確認しました。

厚生労働省の外郭団体である(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターでは大麻に関する様々な有害性や危険性が具体的に掲げられているものの、その根拠が示されていない。これら大麻の使用による有害性や危険性に関する調査結果から、大麻が使用者の健康や公共の安全性は、それほど高くはないことが明らかになったことがあります。同様な結果がカナダやニュージーランド政府の特別委員会によっても公表されています。

ところ、日本では、いまだに大麻が危険なものだという偏見がまかり通っています。裁判でも、

厚生労働省がその根拠となる文章を保有しているかの確認を実施しました。情報開示請求では主に大麻摂取が原因の精神錯乱による二次犯罪、脳の構造的損傷、白血球の減少、免疫力の低下、副鼻腔炎、咽頭炎、気管支炎、肺炎、慢性気管支炎、心不全、不整脈、胸痛、狭心症、胎児の大麻中毒、流産、死産、精子数の減少、

月経異常、そして肺癌に関する日本国内の医療機関により確認された一切の情報請求しました。しかし、回答はいずれも情報を有していないというものでした。つまり、害悪として一般的にも、政府の外郭団体でも謳われているような有害性、危険性は少なくとも厚生労働省が把握する限り日本国内では発生していないのです。

日本国内の事例がないことがわかり、続いて欧州各国の研究や動向に関する近年の大麻に関する調査報告を有している、代表的な報告16種類についてその保有を確認する請求を実施しました。結果、イギリスにおける大麻の刑罰引き下げ(逮捕に値しない軽犯罪化)に関する情報以外には有していない、というものでした。

結局、厚生労働省では大麻に関する有害性や危険性の根拠となる資料がないばかりでなく、近年の海外動向に関するものも引き下げに関するもの一通しか有していないことが明らかとなりました。それにも関わらず、現在も政府は根拠を示せないまま大麻が危険で有害な乱用薬物であるという主張を繰り返す、本来であれば罰するに値しない市民を数多く逮捕し続けているのです。